



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 11 月 5 日 (火 曜 日) 第 558 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更(3件).....(福祉保健課) 1	
○保安林の指定予定の通知.....(自然環境課) 2	

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)・・・(商工政策課) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出.....(“) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出.....(農村整備課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可.....(“) 4
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可.....(“) 4

告 示

宮崎県告示第 593号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 クリエイ トライフ	日向市大字富高62 02番地64	宝園	日向市大字富高62 02番地64

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
日向市大字富高6276番地 21	日向市大字富高6202番地 64	平成28年 5月1日

宮崎県告示第 594号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
NPO法 人れんげ メディカ ルグルー プ	大阪府大阪市西区 立売堀一丁目7番 18号	フォーラ ム介護支 援センタ ー	都城市一万城町41 -8ガーデンR 1 102号室

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
都城市一万城町41 アク ティハウスⅢ 102号室	都城市一万城町41-8ガ ーデンR 1 102号室	平成30年 9月26日

宮崎県告示第 595号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 三多香	都城市高崎町大牟 田2110番地16	ケアプラ ンスタジ オかんな	都城市高崎町大牟 田2110番地16

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市高崎町縄瀬1718番地10	都城市高崎町大牟田2110番地16	令和5年11月1日

宮崎県告示第 596号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的 水源の^{かん}涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋宮崎吉村店
宮崎市吉村町長田甲2354番、2355番、2356番、2357番、2358番、2365番4、2367番1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の所在地
（変更前）宮崎市吉村町長田甲2358

（変更後）宮崎市吉村町長田甲2354番、2355番、2356番、2357番、2358番、2365番4、2367番1

- 大規模小売店舗を設置する者の所在地
（変更前）大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
（変更後）大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号

4 変更の年月日

- 令和6年6月10日
- 令和6年3月13日

5 変更する理由

- 店舗所在地を変更したため
- 設置者の所在地変更のため

6 届出年月日

令和6年10月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年11月5日から令和7年3月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年11月5日から令和7年3月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアコスモス油津店
日南市瀬貝3丁目5番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町2丁目4番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）スーパードラッグコスモス日南油津店

（変更後）ドラッグストアコスモス油津店

4 変更の年月日

令和6年4月1日

5 変更する理由

店舗名称を変更したため

6 届出年月日

令和6年10月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年11月5日から令和7年3月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年11月5日から令和7年3月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル加納店
宮崎市清武町加納乙 382-4 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和6年7月29日

3 意見の概要

(1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ニュー池田台区自治会 区長 藤森茂次
宮崎市清武町加納乙 320-40
下加納区自治会 区長 小村浩二
宮崎市清武町加納乙 485-1

(2) 意見の内容又は趣旨

ア 清武町下加納交差点関連の改善を行って欲しい

(ア) 理由

清武町下加納交差点は、周辺住民が車両で県道27号線にアクセスするための重要な地点であるが、大型商業施設が隣接していて通勤・通学の途中にも位置しているので、車両・自転車・歩行者（特に小中学生）の往来が非常に多い。車両の通行においては、4方向とも右折可能な時間が非常に短く、渋滞が頻発していて、度々交通事故が発生して

おり、構造的・交通安全設備的に問題があると思われる。このような現状において、スーパーセンタートライアル加納店開店後に交通量が増加すれば、県道27号線を含めた複数の道路の恒常的な渋滞は必至であり、同時に重大事故の発生も強く懸念されるため。

(イ) 改善例

道路拡張を考慮した右折レーンの延長、信号の右折用時差調整又は矢印式信号の増設、交差点中央目印の新設、源藤方面側の横断歩道帯の新設、歩車分離信号に変更するなど。

イ 来客用の出入口No.2・No.3には、車両の誘導係を配置して欲しい

出入口No.2・No.3前の道路は、清武町下加納交差点からのカーブで見通しが悪いうえ、道路の幅は5メートルでセンターラインもない。また、下加納地区小学生の通学路であり、車両が増えれば、混雑・渋滞・交通事故が心配されるため。

ウ 混雑・渋滞緩和のため、出入口No.2・No.3は、No.2を店舗入口専用、No.3を店舗出口専用にして欲しい

エ 清武町下加納交差点以外のハンズマン西側出入口、ハンズマン南西角直近交差点及びトライアル加納店搬入車用出入口No.1についても、渋滞が発生しないような対策（例えば各交差点及び出入口から県道27号線への右折進入を防ぐポールを設置）を行って欲しい

オ 有村歯科口腔外科東側の生活道路は、道幅が狭く車両のすれ違いが困難であるが、店舗利用客が渋滞を避けるための抜け道として進入しないような対策（例えば出口道路付近へ注意喚起する看板を設置）を行って欲しい

カ 建設中及び開店後の物資の搬入は、小中学生の登校時間帯を避けて行って欲しい

キ 24時間営業なので、若者や暴走族等のたまり場にならないよう、夜間も定期的に監視・見回りをして、警察側とも連携した防犯対策をしっかりと行って欲しい

ク 24時間営業なので、特に夜間の周辺地域への騒音防止対策を行って欲しい

ケ 記録的豪雨等によりスーパーセンタートライアル加納店敷地内の排水処理能力を超えた増水の被害が周辺に発生した場合を想定して、（土地開発者も含めて）事前に対応を検討しておいて欲しい

コ 将来何か問題が発生した場合に備えて、トライアル・自治会（下加納・ニュー池田台・場合によっては地権者）での話し合いの場が速やかに設けられるような体制を整えておいて欲しい

サ 上記意見についてトライアル側の善処が全く見られない場合は、自治体からスーパーセンタートライアル加納店への業務改善命令又は営業停止等の行政処分を要望する

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年11月5日から令和6年12月5日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、樺山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 原 昭 一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地1
理 事	蔵 元 正	北諸県郡三股町大字樺山7番地1
理 事	本 村 次 雄	北諸県郡三股町大字樺山1752番地
理 事	大 村 忠 美	北諸県郡三股町大字樺山3788番地
理 事	原 田 昭 広	北諸県郡三股町大字樺山3561番地7
理 事	内 村 春 男	北諸県郡三股町大字樺山2749番地
理 事	時 任 一 盛	北諸県郡三股町大字樺山1221番地6
理 事	出 水 国 仁	北諸県郡三股町大字樺山 262番地
理 事	前 田 万	北諸県郡三股町大字樺山3588番地2
理 事	小 牧 光 秋	北諸県郡三股町大字蓼池1301番地イ
監 事	下 石 昭 廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地2
監 事	上 水 広 志	北諸県郡三股町大字樺山1409番地
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地2

（任期：令和8年10月8日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 原 昭 一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地1
理 事	内 村 春 男	北諸県郡三股町大字樺山2749番地
理 事	本 村 次 雄	北諸県郡三股町大字樺山1752番地

理 事	大 村 忠 美	北諸県郡三股町大字樺山3788番地
理 事	原 田 昭 広	北諸県郡三股町大字樺山3561番地7
理 事	蔵 元 正	北諸県郡三股町大字樺山7番地1
理 事	時 任 一 盛	北諸県郡三股町大字樺山1221番地6
理 事	出 水 国 仁	北諸県郡三股町大字樺山 262番地
理 事	前 田 万	北諸県郡三股町大字樺山3588番地2
理 事	小 牧 数 弘	北諸県郡三股町大字長田 207番地6
監 事	下 石 昭 廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地2
監 事	上 水 広 志	北諸県郡三股町大字樺山1409番地
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、都南土地改良区（都農町）から令和6年5月29日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、都南土地改良区（都農町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣